

# 改正マンション関係法施行等に向けた取組状況

---

令和7年9月

| 令和7年度                                                                                                                                                                                                                                                                              |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   | 令和8年度 | 令和9年度 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|---|---|---|----|----|----|---|---|---|-------|-------|
| 5                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 |       |       |
| <div> <div>成立・公布</div> <div>11月28日施行</div> <div>4月1日施行</div> <div>2年以内施行</div> </div>                                                                                                                                                                                              |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |       |       |
| <div> <div>3. 地方公共団体の取組の充実</div> <div> <div>○マンション管理適正化支援法人の登録等の手引き</div> <div>○マンション管理法、マンション再生法に基づく助言・指導及び勧告に関するガイドライン</div> <div>公表</div> </div> </div>                                                                                                                         |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |       |       |
| <div> <div>1. 管理の円滑化等</div> <div>2. 再生の円滑化等</div> <div> <div>①マンション標準管理規約</div> <div>検討会（計3回）</div> <div>公表</div> </div> <div> <div>②管理業者管理者方式</div> <div>検討会（計4回）</div> <div>公表</div> </div> <div> <div>③マンションの再生等に係るマニュアル等</div> <div>検討会（計4回）</div> <div>公表</div> </div> </div> |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |       |       |
| <div> <div>1. 管理の円滑化等（管理計画認定の拡充）</div> <div> <div>管理計画認定基準</div> <div>検討会（計3回）</div> <div>公表</div> </div> </div>                                                                                                                                                                   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |       |       |

検討会の設置目的

令和7年マンション関係法（建物の区分所有等に関する法律等）の改正に伴い、影響が生じる「マンション標準管理規約」について、マンションに関する学識経験者、業界団体等の知見を踏まえ、実務上広く受け入れられる見直しを行うための検討を行う。

委員

- 座長 齊藤 広子 横浜市立大学国際教養学部教授  
戎 正晴 弁護士  
江守 芙実 公益社団法人日本建築家協会（株式会社江守建築設計）  
大塚 孝明 一般社団法人マンション管理業協会業務・法制委員会委員  
鎌野 邦樹 早稲田大学名誉教授  
小滝 晃 公益財団法人マンション管理センター専務理事  
櫻井 雅彦 東京都住宅政策本部民間住宅部マンション施策推進担当課長  
佐藤 元 弁護士・横浜市立大学大学院都市社会文化研究科客員准教授  
瀬下 義浩 一般社団法人日本マンション管理士会連合会会長  
藤木 賢和 特定非営利活動法人全国マンション管理組合連合会理事  
富士原和彦 一般社団法人不動産協会事務局長代理

- 【関係行政機関】  
法務省民事局
- 【オブザーバー】  
国土交通省  
不動産・建設経済局不動産業課  
不動産・建設経済局参事官（不動産管理担当）付
- 【事務局】  
国土交通省  
住宅局参事官（マンション・賃貸住宅担当）付

スケジュール

- 令和7年6月27日（金）第1回：論点提示・討議  
8月 8日（金）第2回：討議  
9月 2日（火）第3回：討議・とりまとめ  
➢ 全3回終了後、パブコメを実施  
9月下旬頃 改正標準管理規約公表予定
- ※各回2時間、非公開で実施  
（議事要旨、会議資料は会議終了後にHPに掲載）  
※対面・オンラインのハイブリッド形式で開催

主な検討事項

1. 令和7年マンション関係法（区分所有法）改正を踏まえた見直し  
・総会における決議要件の変更  
・所在等不明区分所有者の総会決議等からの除外手続き規定の創設  
・マンションに特化した財産管理制度や国内管理人制度に関する手続き規定の創設  
・共用部分等に係る損害賠償請求権の代理行使に関する規定の整備 等
2. 社会情勢等を踏まえた見直し  
・役員に就任可能な者の範囲の見直し  
・管理組合が取り組むべき防災関係業務の内容 等

## ② 令和7年マンション管理法改正に伴うマンション標準管理者事務委託契約書の策定等に関する検討会の設置について

### 検討会の設置目的

- 近年、管理組合役員の担い手不足等を背景に、マンション管理業者が管理者となる「管理業者管理者方式」が増加しているところ、管理業者管理者方式の適正な運営を担保することなどを目的として、令和6年6月、管理業者管理者方式を含む外部管理者方式における留意事項について整理した「マンションにおける外部管理者方式等に関するガイドライン」を策定・公表。
- 管理業者管理者方式に係るマンション管理法の改正を含む「老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律案」を令和7年3月4日に閣議決定し、国会に提出。令和7年5月23日に改正法は成立。管理業者管理者方式関係部分は令和8年4月1日施行予定。
- 改正法の円滑な施行等に向け、マンション管理業者が管理者事務を受託する際に管理組合と締結する契約書の標準的なあり方を検討する必要がある。あわせて、マンション管理業者が工事等を受注したり施工会社の選定に関与する場合について、発注プロセスをより透明化するための措置を検討する必要がある。このため、有識者や関係団体等による検討会を設置する。

### 委員

|                                                                      |                                        |
|----------------------------------------------------------------------|----------------------------------------|
| 〈座長〉 鎌野 邦樹 早稲田大学名誉教授                                                 | 〈オブザーバー〉                               |
| 〈委員〉 伊藤 智恵子 特定非営利活動法人全国マンション管理組合連合会理事<br>(特定非営利活動法人集合住宅管理組合センター代表理事) | (公財) マンション管理センター<br>(一社) マンション計画修繕施工協会 |
| 戎 正晴 弁護士                                                             | 〈関係行政機関〉                               |
| 香川 希理 香川総合法律事務所代表弁護士                                                 | 法務省民事局                                 |
| 久保 依子 (一社) マンション管理業協会専門委員                                            | 〈事務局〉                                  |
| 小西 英輔 (一社) マンション管理業協会専門委員                                            | 国土交通省不動産・建設経済局参事官付                     |
| 齊藤 広子 公立大学法人横浜市立大学国際教養学部教授                                           | 国土交通省住宅局参事官 (マンション・賃貸住宅担当) 付           |
| 瀬下 義浩 (一社) 日本マンション管理士会連合会会長                                          |                                        |
| 富士原 和彦 (一社) 不動産協会事務局長代理 (敬称略・五十音順)                                   |                                        |

### スケジュール

令和7年 6月30日(月) 第1回：今後の進め方や検討事項の説明  
7月下旬～8月上旬頃  
第2回：各論点に関する検討①  
9月中下旬頃 第3回：各論点に関する検討②  
10月下旬頃 第4回：取りまとめ

※各回2時間、非公開で行う(議事要旨、会議資料は会議終了後にHPに掲載)。オンラインと対面開催のハイブリット方式で開催。

### 主な検討事項

- ① マンション標準管理者事務委託契約書の策定
- ② マンション標準管理委託契約書の改正
- ③ マンション標準管理規約の改正  
(管理業者管理者方式関係)

# ③ マンションの再生等に係るマニュアル等に関する検討会

## 検討会の設置目的

- 令和7年5月に「老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律（令和7年法律第47号）」が成立・公布されたことを受け、**建物・敷地の一括売却、一棟リノベーション、建物の取壊し**等の新たな再生手法が創設されたところ。
- 令和8年4月1日の施行に向け、新たな再生手法やそれらに対応した事業手続等を踏まえ、実務上広く受け入れられるよう、**現行のガイドライン、マニュアル等の全体構成及び内容の抜本的な見直し等**を図る。

## 委員等

（委員（敬称略・五十音順） ◎：座長）

- ◎ 戎 正晴 弁護士（戎・太田法律事務所）
- 大木 祐悟 旭化成ホームズ株式会社マンション建替え研究所 特任研究員
- 金子 光良 株式会社UG都市建築 専務取締役
- 鎌野 邦樹 早稲田大学 名誉教授
- 佐藤 行司 横浜市建築局住宅部住宅再生課 担当課長
- 関 真弓 NPO法人都市住宅とまちづくり研究会 理事長
- 高橋 雅喜 弁護士（平野総合法律事務所）
- 高山 慎吾 独立行政法人住宅金融支援機構マンション・まちづくり支援部  
マンション・まちづくり支援企画グループ長
- 竹下 憲治 株式会社アプレイザルジャパン 代表取締役
- 田中 譲 司法書士（司法書士法人・土地家屋調査士法人遠山事務所）
- 田村 誠邦 株式会社アークブレイン 代表取締役

- 遠山 重信 土地家屋調査士（司法書士法人・土地家屋調査士法人遠山事務所）
- 長谷川 洋 国立研究開発法人建築研究所 理事
- 松本 貴智 三井不動産レジデンシャル株式会社  
マンション再生推進部マンション再生推進室 室長
- 山口 大助 東京都住宅政策本部民間住宅部マンション課 課長
- 吉村 純一 株式会社長谷工コーポレーション マンション再生1部 部長

（オブザーバー）  
法務省民事局参事官室、民事第二課

（関係団体）  
一般社団法人再開発コーディネーター協会  
一般社団法人不動産協会

（事務局）  
国土交通省住宅局参事官（マンション・賃貸住宅担当） 付

## スケジュール

- 【第1回】令和7年8月29日（金）：論点提示、討議
- 【第2回】令和7年10月31日（金）：討議
- 【第3回】令和7年12月12日（金）：討議
- 【第4回】令和8年1月23日（金）：討議終結
- 第4回終了後、マニュアル等の見直しに係るパブコメを実施。
- 令和8年3月頃、とりまとめ・公表予定。

※各回2時間、非公開・ハイブリッド形式で開催。  
※議事要旨、会議資料は会議終了後にHPIに掲載。

## 主な検討事項

1. 法改正による新たな再生手法等に対応したマニュアル等の見直し
  - ・現行のマニュアル等の再編の全体方針
  - ・法改正等を踏まえた現行のマニュアル等の内容の充実化 等
2. その他
  - ・世帯人数の減少等を踏まえた住戸面積基準の見直し 等

# 参考資料

**（今後のマンション政策のあり方に関する検討会とりまとめへの対応状況）**

---

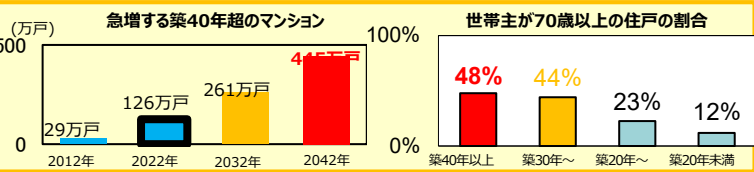


国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

検討会の趣旨

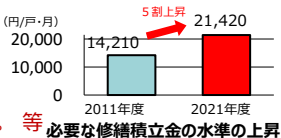
- 我が国で進行するマンションと居住者の両方における高齢化に対応するため、マンションを巡る現状を把握し、課題を幅広く整理した上で、区分所有法制の見直しの動向も踏まえながら、法制審議会と「車の両輪」として、マンションの管理・修繕、再生のための施策について、総合的に検討を行う。
- マンションを巡る課題を洗い出した上で、現時点で考えられる政策の方向性をとりまとめ、マンション政策全般に係る大綱として位置づける。



管理・修繕に関する現状・課題、施策の方向性

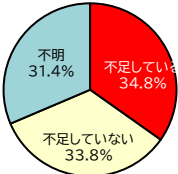
① マンションの長寿命化の推進

- 建替えの困難性を踏まえると、全てのマンションで建替えを行うことは非現実的。マンションの寿命を意識した上で、長寿命化を進める観点からの意思決定を行う環境の整備が必要。  
⇒ 「マンション長寿命化促進税制」の周知を通じ、意識啓発を図る。  
⇒ マンションの寿命を見据えた超長期の修繕計画について検討を行う。等



② 適切な修繕工事等の実施

- 「段階増額積立方式」で大幅な積立金の上げが必要な場合、予定通り上げできないおそれ。  
⇒ 適切な修繕積立金の上げ幅等について検討を行う。等
- 管理組合がよりよい設計コンサルタントを選択することが困難となっている。  
⇒ 適切な設計コンサルタントを判別しやすくする仕組みについて検討を行う。等
- マンションはいずれは寿命が到来し、周辺への悪影響を防止する観点から、区分所有者の責任と負担によって除却が必要となる場合があるが、管理組合において、解体費用等の確保に係る議論が行われていない。  
⇒ 解体費用の相場の把握とともに、管理組合による解体費用の確保のあり方について検討を行う。等



③ 管理不全マンションへの対応

- 区分所有者等の所在が十分に把握できず、総会開催や管理費等の徴収に支障が発生。  
⇒ 区分所有者名簿等の更新の仕組みについて検討を行う。等
- 管理不全マンションに対して助言・指導・勧告を行っても、合意形成ができず正に至らないおそれ。  
⇒ 地方公共団体の権限の強化について検討を行う。等

④ 管理組合役員の担い手不足への対応

- 管理会社が管理者となる形式の外部専門家の活用が増加しつつあるが、留意事項等が不明確。  
⇒ 実態把握を進め、留意事項等をまとめたガイドラインの整備等を行う。等

⑤ 定期借地権マンションの今日的評価

- 定期借地契約の終了後に、継続して建物を使用したい場合等の具体的な対応が不明確。  
⇒ 契約期間終了後の具体的な対応等について、実務上必要とされるノウハウの整理を行う。等

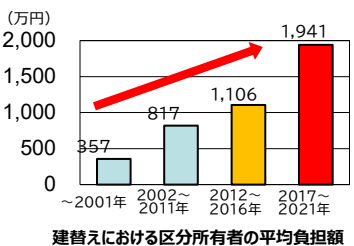
⑥ 大規模マンション特有の課題への対応

- 大規模マンションでは取扱う金額（管理費、修繕積立金）に見合った監査体制となっていない。  
⇒ 大規模マンションにおける監査のあり方について、専門家の活用を念頭に検討を行う。等

建替え等に関する現状・課題、施策の方向性

① 円滑な建替え事業等に向けた環境整備

- 建替え後のマンションの住戸面積基準（原則、50㎡以上など）が、区分所有者の費用負担の増加につながるなど、建替えの推進にあたっての隘路となっている場合がある。  
⇒ 世帯人数の変化や地方公共団体の意見等も踏まえ、面積基準の引下げや必要性等について検討を行う。等
- 既存不適格の場合、形態規制（容積率や日影規制など）が制約となって、事業性や合意形成の確保が困難となっている場合がある。  
⇒ 地方公共団体が行う独自の緩和事例等を収集、横展開を図る。等
- 団地型マンションの再生に向けてこれまで講じてきた施策の活用状況等について検証が必要。  
⇒ これまでの施策の活用状況、現行の規制や各種ガイドライン・マニュアルの内容を踏まえた行政の運用実態、事業者の建替えニーズ等の把握を進める。等



② 多様なニーズに対応した事業手法

- 余剰容積率の減少や仮移転に伴う引越し負担の重さから、非現地での住み替えを行うニーズが増えるとの指摘あり。  
⇒ 非現地に住み替えを行う区分所有者の負担軽減に向けた検討を行う。等
- 隣接地や底地の権利者が事業に協力が得られない場合、建替え事業が進捗しない場合がある。  
⇒ 隣接地や底地の権利者が建替え事業に参加しやすい方策について検討を行う。等
- 法制審議会でも検討している区分所有建物の再生、区分所有関係の解消に関する新たな仕組みに対応した事業手続きがなく、安定的な事業遂行の支障となるおそれ。  
⇒ 必要な事業手続きの整備に向けた検討を行う。等

③ 自主建替えの円滑化

- デベロッパー等が参加しない建替えの実施にあたり、管理組合や区分所有者が主体性をもって事業を実施するためのノウハウが未整理。  
⇒ 自主建替えにおける実態把握や金融支援、専門家活用のあり方に関する検討を踏まえ、マニュアルの整備等を進める。等

今後の対応

- 検討方針が明らかになった事項については、今後、標準管理規約や管理計画認定基準、ガイドラインの見直しなど、施策の具体化に向けた検討を開始。
- とりまとめについて、関係者（マンション居住者、管理業者、修繕工事会社及び設計コンサルタントの従業員、マンション管理士などの専門家、地方公共団体の職員等）の関心を呼び起こす視点から、国土交通省HPで公開した上で、広く意見募集を行う。

管理・修繕に関する現状・課題、施策の方向性

| 今後の施策の方向性                                                                                                         | 改正マンション関係法等における対応状況                                                                                                     |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① マンションの長寿命化の推進                                                                                                   |                                                                                                                         |
| ○区分所有者等に対し、マンション長寿命化促進税制の周知を通じ、 <u>マンションにおける長寿命化の必要性・重要性についての普及啓発を進める。</u>                                        | ➤ <u>説明会、講演会、シンポジウム等の機会を通じて、マンション長寿命化促進税制の周知を実施。</u>                                                                    |
| ○管理組合においてより長期的な視点に基づく意思決定を行うため、 <u>マンションの寿命を見据えた通常の長期修繕計画よりも長期の計画（超長期の修繕計画）のあり方についての検討を行う。</u>                    | ➤ <u>超長期の修繕計画のあり方について、今後、「長期修繕計画作成ガイドライン・修繕積立金ガイドライン」に反映予定。</u>                                                         |
| ② 適切な修繕工事等の実施                                                                                                     |                                                                                                                         |
| ○長期修繕計画の計画期間を通じた修繕積立金の上昇率等について計画と実績の把握を進め、 <u>管理計画認定基準やガイドライン等における手当てを視野に、適切な修繕積立金の引き上げ幅等について検討を行う。</u>           | ➤ <u>令和6年6月公表の「長期修繕計画作成ガイドライン・修繕積立金ガイドライン」において、適切な修繕積立金の引き上げの考え方を反映。</u>                                                |
| ○設計コンサルタントが実施する業務実態や管理組合による設計コンサルタントの選定プロセス等の実態把握を進め、 <u>管理組合が適切な設計コンサルタントを判別しやすくする仕組みのあり方について検討を行う。</u>          | ➤ <u>事案の発生を受け、管理組合に対して相談窓口等の情報を改めて周知。</u><br>➤ <u>公正取引委員会の調査の結果を踏まえて検討。</u>                                             |
| ○ <u>実態調査によって必要な解体費の相場の把握を進め、各種ガイドライン等への反映を検討する。</u><br>○ <u>他の制度を参考にしつつ、積立方式や保険制度を含む解体費用の確保手法のあり方について、検討を行う。</u> | ➤ <u>マンション建替法に基づく建替え事業事例に加え、その他の共同住宅（公営住宅、UR住宅、公社住宅等）の解体事例等を収集済み。</u><br>➤ <u>今後、「長期修繕計画作成ガイドライン・修繕積立金ガイドライン」に反映予定。</u> |

今後のマンション政策のあり方に関する検討会 とりまとめへの対応状況(2/4)

管理・修繕に関する現状・課題、施策の方向性

| 今後の施策の方向性                                                                                                                                                                          | 改正マンション関係法等における対応状況                                                                                                                                                                                                                                         |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ③ 管理不全マンションへの対応                                                                                                                                                                    |                                                                                                                                                                                                                                                             |
| ○マンション標準管理規約の改正等を視野に、管理組合において各種名簿の更新や不在区分所有者等の連絡先把握が行いやすくなる環境整備について検討を行う。                                                                                                          | ➤ 令和6年6月公表の改正マンション標準管理規約において、区分所有者名簿の更新の仕組みや居住者名簿の作成・更新の仕組みを反映。                                                                                                                                                                                             |
| ○地方公共団体の管理不全等マンションに対する権限の強化に向けた検討を行う。                                                                                                                                              | ➤ マンション管理法及びマンション再生法において、管理不全等マンションに対する地方公共団体の権限の強化を措置済み。                                                                                                                                                                                                   |
| ④ 管理組合役員の担い手不足への対応                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                                                                                                                             |
| ○管理業者が管理者となる場合に適用されるマンション管理適正化法に係る解釈・運用について明確化し周知徹底するとともに、 <u>管理業者等が管理者となる場合の実態等の把握を進め、マンション管理業の所管部署とも連携する形で、留意事項等を示したガイドラインの整備や、監事の設置など望ましい体制整備についてマンション標準管理規約等における手当ての検討を行う。</u> | ➤ <u>管理業者管理者方式の留意事項を示した「マンションにおける外部管理者方式等に関するガイドライン」を策定（令和6年6月公表）。</u><br>➤ <u>マンション管理法において、管理業者が管理者を兼ねる場合における区分所有者への事前説明を義務化。</u><br>➤ 現在開催中の「令和7年マンション管理法改正に伴うマンション標準管理者事務委託契約書の策定等に関する検討会」（前述）において、管理業者管理者方式を採用した場合におけるマンション標準管理規約の取扱い（書き換え表）の公表に向けて検討中。 |
| ⑤ 定期借地権マンションの今日的評価                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                                                                                                                             |
| ○定期借地権の契約期間中の留意点や、管理組合の関与のあり方、 <u>契約期間終了後の具体的な対応について、実務上必要とされるノウハウの整理を行った上で、必要な施策の検討を行う。</u>                                                                                       | ➤ 今後、事業者に対しヒアリングを実施し、ガイドラインを策定予定。                                                                                                                                                                                                                           |
| ⑥ 大規模マンション特有の課題への対応                                                                                                                                                                |                                                                                                                                                                                                                                                             |
| ○マンションにおける会計・業務監査（特に大規模マンションにおける監査）のあり方について、専門家の活用を念頭に検討を行う。                                                                                                                       | ➤ 令和6年6月公表の「マンションにおける外部管理者方式等に関するガイドライン」において、監事の選任における外部専門家の活用とその留意点を反映。                                                                                                                                                                                    |

建替え等に関する現状・課題、施策の方向性

| 今後の施策の方向性                                                                                                                | 改正マンション関係法等における対応状況                                                                                                                                        |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① 円滑な建替え事業等に向けた環境整備                                                                                                      |                                                                                                                                                            |
| ○ <u>建替え事業における住戸面積基準のあり方について、地方公共団体等の意見の把握を進めた上で、当該基準の必要性も含めて検討を行う。</u>                                                  | ➤ 現在開催中の「 <u>マンションの再生等に係るマニュアル等に関する検討会</u> 」（前述）において、 <u>住戸面積基準のあり方について議論予定。</u>                                                                           |
| ○ <u>形態規制の緩和については、周辺市街地との関係を踏まえ、慎重な検討を要することを前提としつつ、地方公共団体が行う独自の緩和事例や緩和の考え方等を収集し、他の地方公共団体の参考となるよう横展開を図るなど必要な施策の検討を行う。</u> | ➤ <u>マンション再生法において、要除却等認定を受けたマンションの建替え・更新を行う場合、特定行政庁の許可による高さ制限の特例を追加済み。</u><br>➤ <u>地方公共団体が行う独自の形態規制の緩和事例等に係る調査を実施済み。</u> 今後、他の地方公共団体に対する横展開に向けた作業を進めていく予定。 |
| ○ <u>団地型マンションの再生円滑化に向けてこれまで講じてきた施策の活用状況、現行の規制や各種ガイドライン・マニュアルの内容を踏まえた行政における運用実態、事業者の建替えニーズ等の把握を進めた上で、必要な施策の検討を行う。</u>     | ➤ 現在開催中の「 <u>マンションの再生等に係るマニュアル等に関する検討会</u> 」における検討等を踏まえ、「 <u>団地型マンション再生等マニュアル（仮称）</u> 」を作成予定。                                                              |

建替え等に関する現状・課題、施策の方向性

| 今後の施策の方向性                                                                                                                                | 改正マンション関係法等における対応状況                                                                                                                                   |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ② 多様なニーズに対応した事業手法                                                                                                                        |                                                                                                                                                       |
| ○引き続き、非現地建替えに係る具体的なニーズや、事業手続きなどの制度的対応の必要性について把握を進めるとともに、 <u>非現地に住み替えを行う場合の区分所有者の負担軽減措置のあり方について検討を行う。</u>                                 | ➤ <u>非現地建替え等に関する事例収集等を実施予定。</u>                                                                                                                       |
| ○隣接地や底地の権利者の協力が得られた事例の把握を進めるとともに、 <u>区分所有者の権利の保護を図りつつ、隣接地や底地の権利者が建替え事業に参加しやすい方策について検討を行う。</u>                                            | ➤ <u>マンション再生法において、隣接地の所有権や底地権が権利変換の対象になるように措置済み。</u><br>➤ 現在開催中の「マンションの再生等に係るマニュアル等に関する検討会」における検討等を踏まえ、 <u>隣接施行敷地権や底地権を権利変換する場合の留意事項をマニュアル等に反映予定。</u> |
| ○法制審議会における検討状況や、マンションの再生等に係る実務者の意見、被災マンションの再生等の現状・課題等を踏まえつつ、 <u>区分所有建物の再生、区分所有関係の解消のための新たな仕組みや被災区分所有法に基づく各種決議に関する具体の事業手続き等について検討を行う。</u> | ➤ <u>改正マンション関係法において、被災マンションに係る建替え、マンション敷地売却決議等の多数決要件の緩和等を措置し、当該措置に対応した事業手続き等も整備済み。</u>                                                                |
| ③ 自主建替えの円滑化                                                                                                                              |                                                                                                                                                       |
| ○デベロッパー等の事業協力者が参加しない自主建替えにおける実態の把握や金融支援や専門家の活用のあるあり方に関する検討も踏まえ、 <u>自主建替えに関するマニュアルの整備等を進める。</u>                                           | ➤ 現在開催中の「マンションの再生等に係るマニュアル等に関する検討会」における検討等を踏まえ、 <u>自主建替えに関する項目もマニュアル等に反映予定。</u>                                                                       |